

養父市の主な出来事

2008年

を振り返る

～ It looks back on last year ～

養父市が誕生して5年目を迎えた平成20年(2008年)。よりよい養父市づくりのために、行政と市民が一体となって取り組みを進めた1年でした。

ここでは、市政を中心に平成20年の主な出来事を振り返ってみましょう。

梅谷前市長の退職の申し立てによる市長選挙で当選した広瀬栄氏が第3代養父市長として登壇。

▲ 広瀬新市長が初登壇
(11月4日)

昨年に引き続き復活した一円電車など多彩な催しで盛り上がった「ふるさと明延まつり」。

▲ 第2回ふるさと明延まつり
(11月16日)



▶ 一般県道十戸養父線開通
(3月23日)

養父市八鹿町馬瀬と豊岡市日高町知見を結ぶ新ルートが開通。



養父市企業誘致第1号として通信単位制高校「ウイザス ナビ高等学校」が旧大谷小学校跡地に開校。

▲ ウイザス ナビ高校が開校
(4月6日)

1月

13日 養父市成人式を挙行 336人が新成人に
12日 「介護サポーターようか」が介護予防セミナーで寸劇を披露

2月

12日 市と市民の協働について示した「養父市市民の市政参加の推進等に関する要綱」制定
16日～18日 「氷ノ山国際スノーフェスティバル」開催

3月

2日 「第1回鉱石の道音楽祭」但馬長寿の郷で開催
7日 「父子健康手帳」交付事業スタート
23日 一般県道十戸養父線(珍坂トンネル)が開通
31日 和田金男副市長が退任

4月

6日 「養父市消防大会」挙行
6日 養父市企業誘致第1号「ウイザス ナビ高等学校」開校
13日 平成16年台風23号で大規模地すべりが発生した「市道高柳小佐線」開通
18日 「養父市どぶろく村特区」認定後初のどぶろく製造を別宮の西谷弘之さんが開始

5月

10日 氷ノ山・鉢伏山・東鉢伏高原の夏山びらき
29日 教育長に片芝忠政氏が再任される
31日 広瀬栄副市長が退任

6月

13日 「まちづくり人材養成講座」開講
26日 市職員を地域に派遣する「地域担当チーム制度」創設
29日 「八鹿駅開設100周年記念式典」JR八鹿駅前で開催
30日 ふるさと納税「元気な養父づくり応援寄附」募集開始

7月

14日 市職員が講師として地域へ何う「養父市出前講座」を開設
16日～20日 「第8回琵琶ホールチエロコンクール」開催
3日 「第4回養父市防災訓練」大屋地域で開催
26日～28日 「ウイザス ナビ高等学校」で開校後初めてのスクーリング(面接授業)が行われ、大阪や熊本から生徒50人が来市

9月

18日 八鹿青深中学校の校章が決定
26日～10月5日 「木彫フォークアートおおや」開催
27日 「第6回せきのみや子ども歌舞伎」を国指定重要有形民俗文化財「葛畑の舞台」で公演

10月

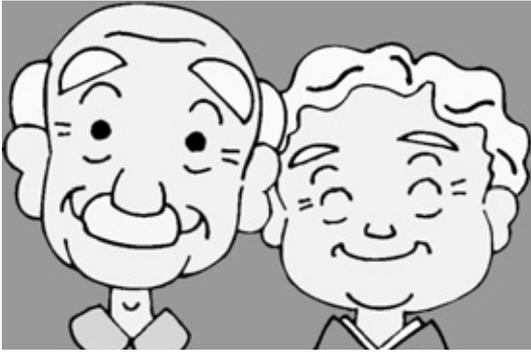
1日 個人住民税等整理回収チームに辞令交付
19日 「氷ノ山・鉢伏山紅葉登山大会」開催
26日 養父市長選挙・養父市議会議員選挙を執行
31日 梅谷馨市長が退任

11月

4日 広瀬栄新市長が初登壇
5日 NHKニュースKOBÉ発が八鹿体育館から公開生中継
13日 養父市議会議員に北尾行雄議員を選出
16日 一円電車復活「第2回ふるさと明延まつり」開催

12月

5日 氷ノ山・鉢伏山・東鉢伏高原の冬山びらき
14日 「第1回養父市合唱祭」市内合唱グループ11団体が出演



長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

長 寿医療制度 (後期高齢者医療制度) の保険料のお支払いについて

◎平成 21 年 4 月から「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制になります！

長寿医療制度の保険料は、年金からのお支払い（特別徴収）が原則となりますが、これまでは、①国民健康保険の保険料を確実に納めていた本人が口座振替により納付する場合、②年金収入が 180 万円未満の方が世帯主または配偶者の口座振替により納付する場合に限って、申し出により年金からの引き去りを中止し、口座振替でお支払いいただくことができました。

このたび、こうした限定がなくなり、どなたでも「口座振替」によるお支払いを選択できるようになりました。

★口座振替をご希望される方は手続きが必要です！

口座振替への変更に関する手続きに際しては、「納付方法変更申出書」および「預金口座振替依頼書」の提出が必要ですので、振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、後期高齢者医療被保険者証を、市役所市民課もしくは各地域局市民係までご持参いただきますようお願いいたします。

なお、1 月 30 日までにお手続きいただきますと、4 月以降の年金からのお支払いが中止され、7 月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。（お支払いいただく保険料の総額は変わりません）

※ 1 月 31 日以降のお手続きの場合、年金からのお支払いを中止するまで 2～3 カ月程度かかります。このため、最短でも 6 月分以降の年金からのお支払いが中止となりますので、ご了承ください。

ワンポイント ～口座振替へ変更した場合～

- ➔ 被保険者ご本人、世帯主、配偶者の方以外の口座からお支払いいただけます。
- ➔ 世帯主または配偶者の口座からのお支払いの場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用となります。これにより、世帯全体の所得税および住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。
- ➔ 引き続き年金からお支払いいただく場合は、お手続きの必要はありません。
- ➔ すでに「納付方法変更申出書」により口座振替を選択された方については、あらためて手続きをしていただく必要はありません。
- ➔ 保険料の滞納が見込まれるなど納付状況によっては、口座振替への変更が認められない場合がありますのでご注意ください。
- ➔ 口座振替へ変更した後に滞納が生じた場合には、特別徴収に変更される場合があります。

【お問い合わせ】 市役所市民課 (☎ 662-3165) または各地域局市民係